

第12回議会運営委員会記録

令和2年2月13日

【開催日】 令和2年2月13日（木）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前10時52分

【出席委員】

委員長	笹木慶之	副委員長	長谷川知司
委員	伊場勇	委員	奥良秀
委員	河野朋子	委員	高松秀樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野泰	副議長	矢田松夫
----	-----	-----	------

【執行部出席者】

総務部長	芳司修重	総務課長	田尾忠久
総務課法制係長	竹内広明	総務課庁舎耐震対策室長	臼井謙治
建設部長	森一哉	建設部次長兼土木課長	森弘健二
建築住宅課主査	石田佳之	建築住宅課建築係長	山本雅之
建築住宅課建築係主任技師	長尾祐輔		

【事務局出席者】

事務局長	沼口宏	事務局次長	石田隆
主査兼庶務調査係長	島津克則	議事係長	中村潤之介
議事係書記	原田尚枝		

【付議事項】

1 令和2年第1回（3月）定例会に関する事項について・・・資料1

- (1) 会期案について
- (2) 所管事務調査報告について
- (3) 宇部・山陽小野田消防組合議会の報告について
- (4) 人事案件について
- (5) 代表質問について・・・資料2

- (6) 議事日程案について・・・資料 3
 - (7) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料 4
 - (8) 陳情・要望書の取扱いについて・・・資料 5
- 2 地方自治法第 180 条第 1 項の規定による市長専決処分事項について
- 3 その他
- (1) 全員協議会の開催日
 - (2) 議会運営委員会の開催日

午後 1 時 開会

笹木慶之委員長 それでは、第 12 回議会運営委員会を開催いたします。委員会つきましては、皆さん方の積極的な御発言をよろしくお願ひしたいと思います。それでは、まず付議事項の 1 点目ですが、令和 2 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項について、資料 1 が添付されておりますが、事務局のほうから説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは定例会に関する事項ですので、代表質問はちょっと別件でお話が要るかもしれませんが、一気に 6 まで行ってもよろしいですか。一応代表質問の前で区切りましょうか。（発言する者あり）では(4)まで説明させていただきます。それでは、令和 2 年第 1 回（3 月）定例会に関する事項についてです。議案の件名は資料 1 にありますので併せて御覧ください。まず(1)会期案についてです。2 月 19 日水曜日から、3 月 25 日水曜日までの 36 日間の会期といたしたいと思います。件名は資料 1、4 ページあります。市長提出議案が 50 件ありまして、その内訳です。令和元年度関係が 17 件ありまして、民生福祉常任委員会所管が 4 件、産業建設常任委員会所管が 5 件、一般会計予算決算常任委員会所管が 2 件。2 ページになります。人事案件ですが、この度は同意案件が 2 件と諮問が 4 件あります。それと、令和 2 年度関係が 33 件ありまして、総務文教常任委員会所管が 8 件、民生福祉常任委員会所管が 14 件、産業建設常任委員会所管が 9 件、一般会計予算決算常任

委員会所管が1件、山口東京理科大学調査特別委員会所管が1件、合計で最初述べましたとおり合計50件となっております。引き続きまして、(2)の所管事務調査報告についてです。産業建設常任委員会から所管事務調査報告があると聞いておりますので、申し合わせ事項のとおり、本会議初日となる2月19日に委員長から行っていただくことになろうかと思っております。引き続きまして(3)宇部・山陽小野田消防組合議会の報告についてです。こちら申し合わせ事項44にありますとおり、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告は、3月と6月の定例会初日に行うとなっておりますので、この初日に行っていただくようになろうかと思っております。(4)人事案件についてです。先ほど資料1の2ページのところにありましたように、この度、人事案件が合計6件あります。こちらについては、申し合わせ事項62にありますとおり、人事案件は委員会付託を省略し、原則として本会議初日に上程し、即決するという流れになろうかと思っております。こちらについての細かいところは、議事日程案のところ、(6)の議事日程案のところでもたお話ししようと思っております。以上(4)まで御説明です。よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 (4)番までの説明がありました。これについて、御意見はありませんでしょうか。よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、(5)番の代表質問についてということで、資料2が添付されておりますが、これについても事務局のほうからよろしくお願いいたします。

中村議会事務局議事係長 それでは、(5)代表者質問についてです。資料2は1ページしかありませんので、ページは振っておりません。一応、最初から読み上げたいと思います。代表質問とは。代表質問は会派の政策を明らかにし、その見地から執行機関の所見、見解を求めるものである。代表質問の内容については、会派内で事前に政策論争を十分行い、その結論を発言すべきであり、これにより会派の政策を知ることができる。発言する議員に一任する方法では、個人質問と同じで代表質問とは言えない。代表質問をすることにより、会派内の政策論議が活発になる。代表

質問は、市の基本的な事項を対象とし、詳細な事項は、他の議員の一般質問や委員会での審査に任せ、また、重複しないようにする必要がある。

2 実施内容についてです。(1)実施時期については3月定例会のみということで、これも昨年からの同様の記載になっております。(2)に質問内容については、施政方針について、通告は、1、令和2年度施政方針についてとする。これ昨年から、この通告については件名を統一するということでしたので、年度を替えて令和2年度施政方針についてという表記にしております。それから施政方針に記載している事項と関連のないものは通告しない。それから(3)質問者については、会派のうちから1名という取決めにこれまではしておりますので、今そのまま載せております。現状では、会派が五つありますので、最高5人になろうかと思えます。ただ、会派の人数が昨年までと変わって多いところもありますが、今、そのまま載せております。それから、その質問者については、最初の一括質問のみ登壇するということになります。冒頭に会派名、会派所属議員、会派理念等について述べていただくことになります。(4)質問時間についてです。1人当たり60分以内、1人終了する度に休憩を挟む方法で昨年まで行っております。(5)の質問方式については、一括質問方式。(6)答弁者については、最初に総括的な答弁を市長が行い、その後必要に応じて詳細部分について担当参与から答弁するという流れになっております。それから、(7)その他、ここが表のところは少し変わっておりますので、ちょっとゆっくり説明いたします。会派を構成していても代表質問をしないこともできる。これは昨年までと同様です。質問が重複しないように、できる限り調整をする、これも例年調整を行っております。ここからが変更点です。通告書の提出は、下記のとおり実施する。以前の議会運営委員会の際に、3月定例会の日程案をお示したところでお話ししたとおりですが、2月20日木曜日、本会議初日の次の日に当たります。日程表上では休会となっておる日ですが、この日の午後0時までに、代表質問をされる方は、通告書の提出をしていただき、抽選を行っていただきます。次の21日金曜日、午後0時までに、代表質問の趣旨書を提出していただきます。そして、同日21日の金曜日の午

後1時から、代表質問をされる方である質問者による調整を行い、同じ21日金曜日午後2時から午後5時までをめぐり、代表質問の聞き取りを行っていただくという流れになっております。昨年までの代表質問の件と併せて御説明いたしました。よろしくお願いいたします。

笹木慶之委員長 ただいま、代表質問の実施についてということで、その内容等々について説明がありましたが、これに対する質疑はありませんか。

高松秀樹委員 資料2の最初に、対象質問とはってあるじゃないですか。これはどっから引用された文書を使ってらっしゃるということですか。

中村議会事務局議事係長 作成元は、前期の議会運営委員長の大井議員が作成してこられて、当時の議会運営委員会で提示をして、この方向になったというところまでしかお答えができません。

高松秀樹委員 ということは、この文書は議運でもう既に確認済みの文書だということになりますよね。その他のところに、質問者による調整ってありますよね。具体的にはどういう形で調整が行われておるのでしょうか。

中村議会事務局議事係長 ここに少し記載があると思うんですけど、質問内容の重複がある可能性もありますので、趣旨書の提出後、質問される会派の中から質問される方にお集まりいただいて、内容の調整、すり合わせをしていただいているのが現状です。

高松秀樹委員 それは、事務局が主導で代表質問する人を呼んで、そこで重複があるかないかを見て、あった場合にそういう修正、調整をされたことがあるということになるんですか。

中村議会事務局議事係長 調整に事務局は入っております。昨年、変更という調整があったかっていうところは、すいませんが記憶の話になるので

すが、去年は恐らくなかったんじゃないかなと思います。事務局がその場にいるのは間違いありません。

高松秀樹委員 えっとここに、まず1番のところに重複しないようにする必要があると。で、その他のところに質問が重複しないようにできる限り調整するってあるんで、まあ恐らくこのとおりなんで、代表質問で質問が重複してしまうと非常に緊張感を失われるんですが、今の事務局のいう質問者による調整で、過去きちんと調整が行われておるんならそれでもいいんですけど、今の話だったら、前は、調整がなかったということになるんですよね。で、今回は、やっぱりそこはしっかりあれば調整していきたいと。事務局がするのか誰がするのか知りませんが、そういうことで、緊張感を持った代表質問であると思っていいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

伊場勇委員 代表質問とはということで、「代表質問は市の基本的な事項を対象とし」と書いておりますが、基本的な事項が本市では「施政方針について」というところで、これは申し合わせ事項にも書いておりますが、基本的な事項っていう解釈が本市ではこの施政方針というところの位置づけて間違いないでしょうか。確認なんですけど。

石田議会事務局次長 そのような考え方で、この文書も前委員長が作られたという認識ではおります。

笹木慶之委員長 そのような説明ですが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、一応(5)番の代表質問については、そのようにしたいと思います。よろしく願い申し上げます。次に(6)番の議事日程案についてということですが、資料3です。事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 はい。それでは(6)議事日程案についてです。資

料3を見ていただけたらと思います。3ページまであります。では順に説明いたします。2月19日水曜日、午前10時から本会議を開会いたしまして、会期の決定、諸般の報告、こちらは今のところ事務報告だけになるだろうかと思います。続きまして、常任委員会の所管事務調査報告、宇部・山陽小野田消防組合議会の報告、先ほど説明いたしました同意2件を一括上程、提案理由の説明、質疑、討論及び採決、それから諮問4件、こちらを一括上程し、提案理由の説明、質疑、討論及び採決、終わりましたら、ここからが3月定例会の上程の仕方がちょっとこれまでと違うところなんです。まず、令和元年度関係議案の11件、こちらを一括上程しまして、提案理由の説明、質疑及び委員会付託を行います。そして、これが11件です。で、令和2年度については、施政方針、そして令和2年度関係議案の33件については、一括上程して提案理由の説明までが本会議初日の流れになります。そして、続いて2月20日木曜日は休会になるんですが、代表質問の通告締切り、あわせて一般質問通告締切りも申し合わせ事項でこの日の正午までになりますので、一般質問及び代表質問をされる方は通告をお願いします。午後1時から議会運営委員会を開催しまして、代表質問及び一般質問者の確認をすることになります。21日金曜日、この日も当初の案から休会にしておりました。この日に、正午までに一般質問の聞き取りを終わらせていただけたらと思います。そして、先ほど申しましたとおり、代表質問趣旨書の締切りも正午までとなります。代表質問は(5)のところで説明したとおり、調整の後、代表質問の聞き取りをこの日の午後5時までということで入れております。22日、23日、24日の休会を経て、25日火曜日からが委員会になります。午前10時から委員会を開催しまして、総務のほうについては議案がありませんでしたので、補正予算の審査を分科会でさせていただきます。民生福祉常任委員会は議案がありましたので、こちらと分科会を委員会室でということになります。この日は2委員会同時開催なのでそれぞれ振り分けるんですが、御存じのように庁舎耐震工事の関係もありまして、少し配慮していただくようお願いしております。ただ、ここからこの週、北側が主に工事になるようです。第2委員

会側ですね。25日だけちょっと配慮していただいておりますが、議案から判断して、今、総務のほうを第2委員会室で、民生福祉のほうを第1委員会室でと今考えております。26日水曜日は午前10時から理科大の分科会、こちら第1委員会室を考えております。2ページに入りまして、27日木曜日は午前9時からになります。産業建設常任委員会と産業建設分科会。こちら第1委員会室で審査を行っていただくように考えております。それから28日金曜日は、委員会予備日を設けております。29日土曜日、月が替わって3月1日日曜日の休会を経て、3月2日月曜日は午前10時から代表質問。3日火曜日から6日金曜日までは、午前9時半から一般質問として日程を入れております。こちらについてはまだ通告書が出ておりませんので、後の議会運営委員会のごときに人数等が決まるかと思っております。7日、8日の土曜日、日曜日の休会を経て、3月9日月曜日は、午前10時から一般会計予算決算常任委員会の全体会。こちらは、初日に委員会付託までしました現年度関係、令和元年度関係の全体会になります。3月10日火曜日は午前10時から本会議を開催しまして、令和元年度関係の付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そしてそちらが終わりましたら令和2年度関係を初日、2月20日に提案理由の説明まで済ませておりますので、質疑以降、委員会付託までをこの日に行うことになります。そして、本会議終了後、一般会計予算決算常任委員会全体会、新年度関係、令和2年度関係の全体会をこちらで行います。全体会が終了しましたら、今度は山口東京理科大学の議案1件と理科大分科会新年度予算分を、そのまま3月10日に理科大まで行っていただこうと考えております。11日水曜日は、ここからは、委員会の開催になります。全部2委員会開催になります。それぞれ午前9時から。11日は総務関係、民福関係、3ページ、12日木曜日は午前9時から総務と産業建設、そして13日金曜日午前9時から民生福祉と産業建設関係で考えております。委員会室の割り振りですが、もうちょっと先まで工事の状況が分かってからお伝えをいたそうと思っております。どちらの委員会室でどうするかとか、ひょっとしたら議場になったりとか、あらゆる可能性がありますので、今現在

委員会室の指定はしないで置かせていただけたらと思っております。それから、14日、15日、土日、休会を経まして、16日、月曜日なのですが、これ前回の議運のときに、日程案でお示ししたときは委員会の指定をしておったんですが、通常この2日間で、委員会を指定しておりますので、17日の火曜日と併せて予備日として日程のところで入れさせていただきますいております。18日の休会を経まして、19日は午後1時から、一般会計予算決算常任委員会の全体会、新年度関係の委員会になります。20日金曜日は春分の日で休会になります。21日、22日の土日の休会を挟みまして、23日、24日、月曜日と火曜日は議事整理日を設けさせていただきます。そして、25日水曜日、午前10時から本会議を開会いたしまして、付託案件に対する委員長報告、質疑、討論及び採決、そして閉会中の調査事項についてという流れで日程をお示しいたしました。よろしくお願ひします。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。今、定例会の議事日程について説明がありましたが、何か御質問はありますか。

奥良秀委員 これ卒業式とかは別に加味されているようなことはないですか。

中村議会事務局議事係長 以前の日程案のときにはちょっとお示ししておったんですが、学校関係で言いますと、1日の日曜日が高校の卒業式ということで聞いております。それと、3月7日の土曜日が中学校の卒業式、19日の木曜日が、小学校の卒業式とお聞きしておりますので、日程を調整する段階の中でこれお話をしてきたと思うんですが、ここに一般会計全体会を入れないとちょっと日程が組めなかったというのもありまして、午後から一般会計全体会を19日木曜日で入れているという流れになっております。

笹木慶之委員長 以上の説明ですが、よろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっと私は一つだけ確認をしておきますが、2月19日に令

和2年度の施政方針と書いてあります。議員が施政方針を見るのは、このときが初めてですか、この朝ですか、施政方針そのもの。

石田議会事務局次長 はい。そのとおりです。

笹木慶之委員長 朝ですね。（「朝です」と呼ぶ者あり）はい、分かりました。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないようでしたら、次の(7)番の山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について。資料4です。

石田議会事務局次長 それでは山陽小野田市議会委員会条例の一部改正をこの3月定例会で行うというものです。12月定例会で市の組織条例が改正されまして、地域振興部が廃止され、その業務が企画部と市民部に割り振られ所管が変わることということで、この委員会条例に引用されております地域振興部の所管に属する事項を削るという改正となります。それで、この条例は4月1日から施行する。それとともに、この所管委員会が変わりますので、附則の2の経過措置を設ける条項を入れております。説明は以上です。

笹木慶之委員長 説明が終わりましたが、これに対する御質問はありますか。

長谷川知司副委員長 総務文教常任委員会8人となっているんですけど、これは議長を含めての人数ですか。

石田議会事務局次長 はい、そのとおりです。議員22名分の人数を三つの常任委員会に割り当ててあるということです。

笹木慶之委員長 はい、よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、この件については以上で終わります。次に、陳情・要望書の取扱いについてということで、資料5についてお願いしたいと思います。

石田議会事務局次長 委員会条例の上程日について確認が漏れておりました。

申し訳ございません。この条例につきましては、この議会運営委員会の決定事項を3月定例会の初日に報告されます。そのときに、全協で報告されて、全会一致、副議長提案ということを確認していただければと思います。そしてその後、3月定例会の最終日の3月25日に上程し、即決という形をお願いをしたいと思っております。

笹木慶之委員長 今の点を確認されました。よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、(8)番について、資料5ということで、これも事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 それでは(8)陳情、要望書の取扱いについてです。資料5を御覧ください。陳情が3件出ておりますが、全て印刷を続けてしておりますので、全部でページが13ページまでになります。それぞれタイトルを説明します。まず一つ目、1ページです。建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書。二つ目が、2ページから12ページまで。添付も含めてあります。住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書。そして三つ目です。13ページになります。杉本保喜議員の政治倫理規定違反事件に関わる陳情書。この三つの陳情書、要望書が出ております。取扱いの御協議をお願いいたします。

笹木慶之委員長 3件の要望書、陳情書が出ました。この取扱いについて、御審議をお願いしたいと思います。まず1点目の、建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書の取扱いですが、この取扱いについていかがいたしましょうか。

長谷川知司副委員長 これは産業建設でいいんじゃないかと思います。それから、次の住宅リフォーム助成制度の継続を求める、これも産業建設でいいんじゃないかなと思います。

笹木慶之委員長 そのような意見がありました。この要請書の中身をよく見ていただいて御判断をお願いしたい。産業建設常任委員会です。よろしくございますね。（「はい」と呼ぶ者あり）そうしますと、今申し上げた、建設産業に働きやすい環境づくりを求める要請書と、それから住宅リフォーム助成制度の継続を求める要請書については、産業建設常任委員会のほうです。よろしくをお願いしたいと思います。それからもう1点の陳情書ですが、いかがいたしましょうか。

高松秀樹委員 これは議会運営委員会での調査になると思います。

笹木慶之委員長 はい、ただいま、議会運営委員会での調査という御提案がありました。いかがでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）それでは、この件については、議会運営委員会での取扱いにしたいと思います。以上で(8)番まで終わりましたが、全体を通して、第1件目の付議事項について、何か漏れがありませんでしょうか。

中村議会事務局議事係長 一つ言い忘れていました。人事案件についてですが、同意案件2件、同意された場合は、一応、申し合わせ事項にあるとおり、議場で挨拶を受けるのが例になっておりますので、それで行かせていただけたらと思っております。人権擁護委員については除くとなっておりますので、諮問の案件について、挨拶はありません。それだけちょっとお伝えし損ねておりました。申し訳ありません。

笹木慶之委員長 今、事務局から、これまでの慣例に従っての方法が説明されましたが、よろしいでしょうか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）はい。お願いします。ほかにはよろしいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）ないので、付議事項の1点目はこれで終了したいと思います。次に、第2番目の地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてということですが、これは執行部の…いいですか。（発言する

者あり) そうですか。それでは、ちょっと切りがいいところから、45分から再開します。休憩します。

午後1時33分 散会

午後1時45分 散会

笹木慶之委員長 それでは、休憩を解いて委員会を再開します。2番目の、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についてを議題とします。執行部から説明していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。それでは本件について、委員から御質問ございませんでしょうか。では、まず、総務部から本件についての考え方等について説明していただきたいと思います。

田尾総務課長 前回に一度説明させていただいておりますので、簡潔にもう一度説明をさせていただきます。令和元年の12月18日付けで、地方自治法第180条第1項の規定による市長専決処分事項についての申入れをさせていただいております。これは本来、議会の議決事項に当たる事件のうち軽易な事項について、あらかじめ議会の議決により指定したものを専決処分できることとするものであります。現在、専決処分できるものとしては、法律上、市の義務に属する損害賠償の額を1件100万円以下の範囲で定めること。そして2として、市営住宅の管理上必要な事項についての訴えの提起並びに裁判所の和解及び調停に関すること。この2件を指定させていただいておりますが、これの3番目といたしまして、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第2条にあります予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負、こちらの金額の10%であります契約の金額1件につき1,500万円以下の範囲で工事の変更すること、というのを加えさせていただきたいという旨の申入れをしました。その理由ですが、議会の議決を得た契約の変更するときは、僅かな変更であっても再び議会の議決が必要となり

ます。この度、市役所本庁舎の耐震改修工事を進めておりますが、軽易な契約変更が見込まれますので、これを契機に、当該事業を遅滞なく進めていくためにも、そして今後の工事のためにも、この専決処分事項を認めていただきたい旨で議論していただければと思っております。以上です。

笹木慶之委員長 ありがとうございます。ただいま、これまでの専決処分の案件に加えて、入札に関わる工事費の軽易な変更についてということで、本件を追加してもらいたいということです。ついては、これを契機にして、これからもということになるわけですが、一応、そこで受け止めて、委員からのいろんな御意見といたしますか、確認事項を含めて御審議をお願いしたいと思います。

奥良秀委員 今説明があった中で、当該事業を遅延なく進めていくということで、この市の庁舎の耐震補強改修工事が理由として上がっていますが、先日の総務の委員会の中でも、いろいろと設計図書の問題等々が出てきました。僅かな契約変更でそういうふうな設計変更は終わると考えられていますか。どうなんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 本庁舎整備事業において、今、軽易な変更以上の大きな金額を変更契約しなきゃいけないといったものは想定をしておりません。現状は発生しておりません。

奥良秀委員 そういうことであれば、先日、工期の変更であったりとか、今後一切、一切とは言いませんが、軽易以上の変更は、ないんですよね。これは建築住宅課にちょっと教えてほしいんですが、ないんですよね。

石田建築住宅課主査 現状では設計の成果品を担当者だけでなく、当課全員で確認を行ってはおりますが、数億円の工事の図面や見積書をミスなく完璧に仕上げることは、不可能と思っております。現時点では1, 500

万円以内で、必ず収まるとは申し上げることはできません。

奥良秀委員 そこが一番重要なところで、成果品の確認がまずできてないと。

10億円以上の工事だから、それはしようがないんだよと。そういうことで、理科大も専決処分がどんどんあったんですよね。どうですか。

石田建築住宅課主査 確認ができていないというわけではありません。確認は係員全員で精一杯やっております。

奥良秀委員 確認は精一杯行っております。だから、確認が全てできていますよね。「しています」じゃなくて、「できてます」ですよね。どちらなんですかね。

石田建築住宅課主査 時間がある中では精一杯やって、できる限りのことはしております。

奥良秀委員 できる限りっていうのが、職務怠慢じゃないですかね。そう思うんですが、どういうお考えですか。

石田建築住宅課主査 時間外も含めて、休日勤務もして、皆精一杯努力しておりますが、100%間違いなくやるというのは難しい考えと思っております。

奥良秀委員 いや、100%やれとは私も。多少なりともミスはあると思います。ただ、一生懸命やっています、もしかしたら1,500万円以上の追加があるかもしれないですよって発言されましたよね。それが本当に、じゃあ職務をきちんとやられているんですかっていう話になっていくんですがどうでしょうか。

建築住宅課主査 建築住宅課としては、精一杯やっております職務果たしていると

思っております。

森建設部長 コンサルから上がった図面のチェック、その辺はしっかりやっておるんですが、現場の工事に入った場合、特に今回は耐震改修ですから、まだ不確実な部分があると思います。当初の図面で、天井をはぐってみたりする場合、かなり不確定な部分があって、それがどの程度出るかまだちょっと現時点では分からない。この状況での答弁ということです。

奥良秀委員 では、そのはぐってみないと分からない。不確実な部分以外は、問題がないということよろしいでしょうか。

森建設部長 担当が言いましたように、100%とは、多少ミス出てくる可能性ありますが、基本的にはないものとは思っています。

奥良秀委員 それと、これも総務委員会の中であつたんですが、完璧なチームを作ってやっとならば、もっとスムーズにいったんではないかという発言もあつたんですが、今後、この耐震補強のチームがありますが、これはどういうふうになるんですかね。もっといい方向でいいチームになるんですかね。人員とか増やすんですかね。どうなんですか。

森建設部長 今、建築士なんですが、十分な人数が確保できているとは思ってないんですが、正直、今、市ではかなり大きな事業を抱えております。その中で建築士の数が決して十分ではなく、途中での採用もかけていただいておりますし、また、現段階でも今採用をかけていただいております。それでも、なかなか今、公務員の建築士なろうという方がいない状況で、かなりその辺は私どもとしても苦しい状況の中で、今の建築士の者には、できる限り一生懸命頑張らせていただいていると思っております。

奥良秀委員 今、技術士が少ないということがあつたんですが、技術士が少な

いってというのは、たしか理科大学のときからもお話がありましたよね。ですから、そのときに十分考えて補充を考えておけばこういうことは起きなかったのではないかと思いますし、なおかつ、技術士が少ないから、じゃあこの専決処分を通してくださいよっていうのも、またおかしな話なんで、万全な体制を取られてからこういうものを出された方がいいんじゃないですかね。どうですか。

芳司総務部長 今、建設部長が申しましたように、建築士の確保につきましてはこの数年ずっと行っているところですが、現在の状況ではなかなか応募が十分ではないということで、今の体制を決して十分と私どもも思っておりません。ただし、今回の耐震につきましては、今総務課の中に耐震対策室を設置し、室長を置いて、かなり経験もありますので、それと技術者がしっかり連携を取る中で、情報共有をしっかりとやった上でやっていくということにしておりますので、その辺りについては、いろいろ、その都度、恐らく問題は発生するだろうと思っておりますけれど、そういったことに対しては十分な対応ができると考えております。

奥良秀委員 技術的なことはこれで最後にしようと思うんですが、先日の総務委員会のことをまた言うんですが、耐震補強のチームの頭の臼井室長と建築住宅課の方と話がかみ合っていないのがよく分かるんですよね。今、部長が言われたとおり、きちんと連携してやりますよっていうお話を言われましたけど、私は今、今の段階、そんなことできてないと感じております。だから今後そういうふうにはきちんとされるんですか。本当に。どうなんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 庁舎耐震対策室における業務の大半は、建築士が関わる業務になります。執行委任したもの、執行委任せずに執行しているものもありますが、それぞれについても全て、建築住宅課の協力あるいは技術支援を頂きながら業務を遂行しております。今、委員の御指摘のようにちょっと答弁がかみ合わないところがありますけれども、

連携が取れてないということではないと答弁をさせていただきます。

奥良秀委員 では室長、技術力は100%足りているっていうことでよろしいですね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 先ほど建設部長も申したように、本当に十分な技術力か。そういう部分で疑義を生じさせている面は否定いたしません。が、今、180条専決の範囲の拡大をお願いしておりますのは、十分な設計ができてない、あるいは設計のチェックができてないからミスが出るといったことを想定してここに出しているわけではなく、その工事の性質上、迅速な判断をお願いする場面が出るからということをお願いをしておるところでして、今後とも、御指摘のとおり技術力の向上といったところには努めてまいりたいと思います。

奥良秀委員 今、かなり言い訳っぽく聞こえるんですね。実際問題はぐっつみていろんなことがあって、議案を上げて議決を取るのが難しいからこれをお願いしたいんですねというのは分かるんですけど、実際問題そのスタート前からいろんな問題が出ていますよね。今後もあるんですね。出る可能性が高いんですね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 先日の総務文教委員会において御説明させていただいたのは、技術力というところも様々ありまして、請負工事を発注する上での図面のチェックといったところと、建築確認申請を行うための図面のチェックというものが、実はこれちょっと、微妙に中身、内容が違ってまいります。ここは建築確認を下ろす部門の建築士ではありませんから、そこは県の理解と市の職員の理解に少し差があった。しかし、工事を発注する上での建築士としての技量といったものが決定的に欠けているとか大きく間違っているとかではなく、今、発注者と受注者が協力し合いながら工事を進めておるところで、スタートは確かにつまづきましたけれども、今から先、大きなことが起こるといったことを想定し

ておりません。

笹木慶之委員長　今のいろいろな面での内容なり状況の説明がございましたが、このことに関してほかの委員から御質問はございませんでしょうか。

高松秀樹委員　ちょっといろいろ聞かせてもらっていて、まず臼井室長が言う今回の工事の性質上うんぬんという話がありましたけど、今回の委任によるうんぬんっていうのは今回に限ったことじゃなくて、これを執行機関に任してくださいっていう話だと思うので、今回のことを言われても、「え、そんなら条件付きなのか」って話なので、それはなかなか僕たちも厳しいなと思います。これがなぜ議会側もなかなかすぐに話が決まらないかという、そもそも執行サイドの契約の精度が低いということが一番問題であるということですよね。前回、資料で頂いた請負契約の変更契約に関わる議決承認事項——平成29年5月臨時会から平成31年3月定例会までがほぼ理科大なんですけど、16件契約変更しているんですよ。そのうちの179条専決、このとき180条はなかったですから、これが8件あるんですよ。これって精度が低いと言わざるを得ないですよ。そのときに先ほどの答弁の中で、ちょっと前半部分を覚えていんですが、億っていうお金が使われたんです。何億円か知りませんが、「ミスなく仕上げることは不可能だ」と。こういう話をされたんですよ。正しくそのとおりでなんだろうなという気がしています。ミスなく仕上げることは不可能ということは、これに載っている以外はどうかっているのかなっていう気がした。今これ理科大関係だけで、理科大と埴生小・中学校が1件だけ載って16件出ているんです。工事はほかにもやっていますよね。契約変更してないですよ。ほかはどういうふう処理されたんですか。まずそこをお聞きしたいんですけど。

石田建築住宅課主査　設計の話になっていますけど、基本的に変更が起きる内容は、高所の施工部など足場を設置後に判明したりとか、先ほど言われたように天井裏などの隠ぺい部を露出して判明したりとか、基礎工事中

に地中障害物があることが判明したりとか、施設管理者、学校などからの要望があったりとか、そういうことがあったときに対応できるように、案件を通していただきたいというのがこの度の目的になります。

高松秀樹委員 大体分かります。対応できるように、今回の議会側で提案していただきたいというのはよく理解できるんですよ。そこで気になっているのが、対応できるようにって言葉が使われたじゃないですか。今、議会に対応を求めていますけど、業者に対応をさせるようなことが、もちろん現実的に考えたらあると思うんですよ。いろんな方策がありますけど。やはり、こういうのを認める、私たちも、決議するに当たって、やっぱり業者に対して契約変更できないから、この中でこれをやってくださいということが今後ないようにしていただきたいんですよ。そういうことがない限りで、片方じゃ業者を泣かせます、片方じゃ議会から委任されていますからこれをやりますって言うのであれば、ちょっと我々もそこは理解が非常にしにくいと。もう一つは、奥委員が言われたように、やっぱりこの理科大から見てね、理科大のときもずっと過去の改選前の議会が言いよったんですけど、組織をちゃんとしなさいと。結局、こういう結論になって、これ結果論としてあるんですよ。これだけが契約変更があるって。そこは今、部長も言われたように「集まりません」ってというのは現実かもしれませんが、そこはしっかり今後も対応して行って組織づくりをやっぱりきちんとしてほしいというふうに思います。最後にもう一つ、これも奥委員が言われたその設計の話ですけど、これも議会サイドからずっと、設計の入札について最低制限価格を設けたらどうかという話をしてきましたが、ずっと執行部は飛ばしてきているんですよ。直接、因果関係はないかもしれませんが、どっかで関わりがあるんじゃないかって、ずっと議会で指摘しておるのに、それを取り上げなかったと。最後にこういう形で話に来るってというのが、なかなか僕にしたら理解できないところなんで、そこをしっかりクリアするってというのが大前提条件であって、その上で僕の質問は、その軽易なっておりますよね。180条は軽易なんですよ。179条とは違う、条立て

が違うんですね。その軽易なっていうのは、簡単に、前回執行サイドは、議決事項の1億5,000万円の10%だと言いましたけど、もう少し深く軽易なについて説明していただければと思いますけど。すいません。更に言うと、1億5,000万円って合理的じゃないですよ。いや、1,500万円って。前に言ったように、1億5,000万円の工事をしたら10%あるんですよ。それを金額ベースでおっしゃるっていうのは何か根拠があるのかなと思って、それ以外に。その「軽易な」の説明をもう少ししていただいて、つまりここは軽易な部分だから議会側は委任しますよっていうことになるんでしょ。考えを持っていますけど、一応そこについて、説明があればお聞きしたいと思います。

田尾総務課長 これも前回、御説明させていただきましたが、上程の最低予定価格1億5,000万円の1割、ということで、1,500万円とさせていただきます。これは隣の市の下関市を参考に、決めさせていただきます。

高松秀樹委員 そこが理解できん。なんで下関市を参考にするの。つまり10%が軽易なっていう意味ですか。それとも1,500万円が軽易なっていう意味ですか。

田尾総務課長 10%になりますと、例えば10億円であれば1億円になってしまいますので、一番低い金額でお願いしたいということで1,500万円にしました。

笹木慶之委員長 ちょっと私のほうから一つだけ聞きますが、課長の説明からしますと、1億5,000万円の1,500万円。いわゆる1割、早く言えば、1割が軽易と判断されたんですね、ということなんですよ。

田尾総務課長 はい、そのとおりです。そのために、隣の市の下関を参考にしたということです。

笹木慶之委員長　そういう説明がございましたが、それを受けて。

奥良秀委員　先ほど高松委員が言われたこちらの資料なんですけど、理科大の。ずっと見ていくと、大体2%から多くて6%。ちょっと17.54%というのがありますが、これはイレギュラーとしても、微細なっていうことで、よろしいですかね。

笹木慶之委員長　これはここではお答えできんかな。関係者がいないんじゃない。提出元は総務だけど、中身の問題はやはり総務で答えろっていったって状況が分からんでしょう。だから、今の質問に答えられる方、設計に携わった方についてはお分かりかなと思うんだけど、いかがですかね。

森建設部長　すいません。本日参っている建築士で、理科大に関わった者がいないので分かりません。

田尾総務課長　こちらの資料は、これは例えば、理科大と埴生小・中を入れておるんですけど、このうち179条専決でやったもののうちの大半が軽易な変更、180条でできますよという例ですので。例えば17.54%は軽易ではありません。これが全てではないとは思いますが、これを例に取れば、結構なものが180条で、軽易でできますよということで資料を出させていただいておるものです。

河野朋子委員　1,500万円の根拠が下関市を参考にとということでしたが、出していただいた資料によれば、他市では300万円とかありますし、いろんな金額とかパーセントとか、そういった設定しているところもあるんですけど、なぜこの下関市の、財政規模とかいろんな面で考えたときに、他市を参考にといてもほかにもあったと思うんですけど、なぜここで下関市が突然出てきたのかとか、その辺の、金額の根拠がちょっと更であればお聞きいたします。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 どのパーセンテージ、どの金額が軽易であるからは議会で御判断いただくものですが、執行部から出させていたものは、県内だけでなく他県の事例も鑑みてパーセンテージ、あるいは金額でそれぞれ縛っているものがありまして、中にはパーセンテージと金額の両方で軽易という部分を縛っているものがあります。1割の範囲内で、かつ1,500万円以内ということは、結局は1,500万円以内ということになりますので、提案させていただいたのは一応金額での縛りと。県内ではもちろん300万円とか、ほかのところもありますけども、調べる限りは、割と古いとき、昭和の時代に定めたものとかというのがあります。現状、工事のコスト、規模も大きくなっておりまして、300万円であるのが適切かと言われると、執行部からすると、やはり自治法の定めである予定価格1億5,000万円の1割を基準として提案するのが望ましいのではないかということで提案をさせていただいたわけです。

高松秀樹委員 今の説明は、このいろいろ他市の事例があつて、この180条を決めたときが古いのではないかとということで調べたんですが、下松市、萩市、長門市で、このうちの二つは合併して平成17年になっていたんですけど、一つはたしか昭和三十数年だったんです。つまり貨幣価値が違う時代かなと。つまり、参考にできないなって思ったんです。今、田尾課長は下関市を参考したと。この下関市の1,500万円を作ったときは、これはいつですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 今、高松委員がおっしゃるとおり、各市町村は合併しておりますので、条例あるいは規則の施行日が合併の日付になっておりまして、制定時の詳しいところがちょっと分からないところもあります。下関市の、ちょっと、制定時の年数をちょっと今手元に資料がなくて分かりません。たしか昭和だったと思います。

高松秀樹委員　そうやって下関市の根拠を述べられるのであれば、下関市がいつ頃作ったかとかをお示しいただければ、例えば、古いからちょっと違うんだとか。個人的に臼井室長にお話ししたのは、下関市が作ったときに何かあったのかどうなのか。で、恐らく何かあるからこれ作ったはずなんですよね。その建物の規模が幾らだったのかって重要なところなんです。例えば200億円の建物を建てて1,500万円なのか、それとも10億円の建物を建てて1,500万円なのか。この180条はこちら側がやるんですけど、情報として教えていただければこの議運の中ですんなりまた議論ができると思いますので、是非そういう形で、今後、何かあったらお願いします。

伊場勇委員　もし、1,500万円までという規定を作るのであれば、メリットとしては迅速な対応ができたり、閉会中にできたり、また、告示しなくても定例会に付議できたりとか、いいこともあると思うんですけども、ただ、議会としては権利を失うデメリットもあるわけです。ただ、執行部側はメリットを言われましたが、デメリットとかはどうお考えなのか。全く考えてないのかなっていうところをちょっと聞きたいんですけど。

笹木慶之委員長　今、質問の意味はわかりますか。

田尾総務課長　デメリットはないと思います。

伊場勇委員　デメリットはないという考えと思いますが、やはり高松委員も言われましたけれども、契約の精度が下がっているんじゃないのかなっていうのは私も感じるところで、より緊張感がなくなるんじゃないのかなっていう印象を受けてしまうんです。なので、奥委員が言われたように体制を整えるべきじゃないのかっていうところとやっぱり同時進行で進めなきゃいけないものなんじゃないかなと思うんですけども、その辺、今すぐやってほしいのは分からんでもないんですけど、その本当に今じゃないといけないっていうその理由は、この耐震のことがあるからって

うところで、そこは、間違いないんでしょうかね。その辺をちょっと聞きたいんです。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 変更契約が、耐震改修の工事を進める中で出てくるであろうことは、耐震対策室が立ち上がったときから想定されていて、そのときに、どういった手法があり得るだろうかといったところから探していきましたら、他市では自治法180条に基づく専決の規定を持っていたといったところに行き着いたわけで、確かに、この耐震改修事業がきっかけであったことは間違いないです。ですけど、先ほど来から各委員がおっしゃいますように、これは、耐震改修工事だけにとどまらず、今後、山陽小野田市において行われる予定価格1億5,000万円の工事全てに影響するもので、先ほど田尾が申し上げたようにデメリットがあるものでなく、任意委任的な規定としてあらかじめ定めることが望ましいということであろうかと思えます。以上です。

奥良秀委員 今に関連の質問なんですが、同種事業において、今後こういうものを続けていきますよっていうことを理由で書かれているんですよ。今回これは、耐震補強工事、いわゆるリニューアル工事ですよ。この後もこういうリニューアル工事っていうのはあるんですか。それとも、同種工事ってもしかして、普通の新築も一緒になるんですか。どうですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 今、委員がおっしゃったのは、その改修工事が今後もあるかっていうことですかね。

奥良秀委員 今回、この同種工事っていうことは、市役所本庁舎耐震改修事業との同種工事っていうもの、今後あるんでしょうかっていう意味です。今、ここに同種工事で書いてありますよね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 自治法に定める請負工事の予定価格が1億5,000万円以上の請負工事という意味だと思います。

奥良秀委員 ということは、今度、新築の工事にも、これは認められれば使えるということでしょうかね。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 そのとおりです。

奥良秀委員 ということは、先ほど来から言われている「はぐってみないと分からないから、こういう180条を使って専決処分をお願いしますね」ってということよりも、今度は新築で新しいものを造るのに関しても、1,500万円のお金を認めてくださいねっていうのは、話がだいぶ変わりますよね。新しいものを一から建てるのであれば、設計の精度ってもっと上がるはずなんですよ。それなのに、そちらのほうと同等でやってほしいというのはおかしくないですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 改修工事ですので、建物内部の話が分りやすくってそういう表現をしておりますけども、新築工事でありましても、地盤改良工事やくい工事をしますと、見えないところに岩が出てくることもあります。したがって、設計のミスでなくても契約変更というものはあり得るということで、新築だから必ずあり得ないといったことではないかと思います。

奥良秀委員 今ちょっとくいの工事の話が出たんですけど、理科大のときでも、本来であればもっと地質調査をしていれば、くいの根を固める液なんかでも、もしかしたらもっと減っていたかもしれないということもありながら、やってないと。もうこれしかやっても意味ないよっていうような感じでやられているから、結局はまた追加予算が要りますよというふうになっていますよね。今日は理科大の方がいらっしゃらないから知っているのは建築住宅課の方だけかもしれませんが。そういったことがある中で、新築もまたこれやってくださいよと言われても何の信ぴょう性もないですし、それこそ最初の話に戻って、ちゃんと体制を整えてやっ

てくださいよとしか私言えないんですよ。いつやるんですかね、本当に。体制を整えるんですか。

芳司総務部長 先ほど来、委員の方から体制を整えるべきというお声があります。私もそう思っております。できるだけ、当初予算の執行に当たって、よりよい事業をするように、業務遂行するに当たってそういった体制が必要だと考えております。ただ、じゃあどこまで整えれば、皆さんが納得していただける体制になっているのかというのはそれぞれの捉え方であろうというふうに思っておりますし、私ども精一杯やっていく中で、その事業を良いものにしていこうということで最大限努力しておりますので、体制の改善、これと並行して事業の進捗というのは待たがありませんので同時に進めていきたいと。ただ、そういった努力については惜しみなくやっていきたいと考えております。

河野朋子委員 こういったことを今回の市庁舎の耐震化を通じて、この必要性を感じたのでこういう申入れをされたってということですけど、もしこういった申入れが認められない場合は、やはり工事が遅延したり、その工期が間に合わなくなったりといった可能性がかなり高いってことなんでしょうか。その辺りはどうなんですか。

芳司総務部長 断言はできませんけれど、その可能性は高くなると捉えております。先日も、本庁舎に水を供給する給水管が、道路のほうから玄関横を通って入ってきているんですけど、当初の設計ではそのまま行く予定だったのが、御存じのように今の北側のベランダをはつっております。その振動によって、この給水管が耐えられないと。老朽化とはそういうふうなことだろうと思っております。これはもう本当に想定を超えたところで、管が耐えられないような状態になっている。これ以上やるとどうなるか分からないというふうなことで、急きょ設計の変更ということも当然出てまいりました。そういったことは、現在、予算の範囲内で行っているわけですけど、そういったことも十分あり得ると思っ

ておりますし、今回のこういった耐震が全てではありませんけれど、耐震に限って申し上げれば、なぜこの耐震工事をするのか。耐震診断の結果、この庁舎がもたないという結論が出ているわけです。例えば、今、地震が起こった、マグニチュード6とか7とか起こったときに、行政機能が全てストップするというので、この耐震については急いでやらないといけないということでさせていただいております。そういったことを考えれば、この事業については、間違いなく遅滞なく行うべきと思っております。認めていただいたから絶対なのかというと、それはまた断言もなかなか難しいんですけど。できるだけ早期にこれが完成できるようにするための一つの手法といいますか、方策として今回申入れを行ったということです。

笹木慶之委員長 経緯等については今あったとおりですが、ちょっと私から1点。軽易なという180条の解釈の問題を聞かせてください。どういう判断、さっき下関市の例を出されましたが、その下関市と軽易なという判断を教えていただければと思います。

田尾総務課長 近隣にある下関市を参考にしたということです。下関市の軽易の判断が1割であったため、私どももそうさせていただくということです。

笹木慶之委員長 あんまり私も聞いてはいけんけれども、下関市の軽易な金額、本市の軽易な金額というのを同等と理解していいんですか。

田尾総務課長 近隣ですので、まず見るのが宇部市、美祢市、下関市ですので、その三つの中の指定されております下関市を参考にさせていただいたと。それだけです。

笹木慶之委員長 もう1回聞きますけど、財政規模、行政規模からする市の自治体の持っている軽易っていう判断は結び付かないと理解していいんで

すね。

芳司総務部長 直接結び付くものではないと考えております。一つの事業するに当たって、財政規模が10倍だから、その事業が10倍になるのかということではないと思っておりますので、その事業については、同等と捉えております。

笹木慶之委員長 最後、もう1回だけ確認しておきます。したがって、この地方自治法第180条のいろんな事例、行政実例等の解釈を含めてしたときに、これは、国からの通達も出ていると思いますが、行政規模、財政規模を考慮した中での軽易という判断にならないんですね。それが今回の提案ですね、ということを知っているんです。問題は軽易という法解釈の問題。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 確かに各市、財政規模は違います。財政規模が違う中で効率的な行政運営をするといったときに、工事の発注をそれぞれ行うわけですが、現状、令和の時代に入って山陽小野田市においても、ある程度金額の高い工事を発注するようになったと。御手元の資料で平成29年からの変更契約の事例を出しているのも、単純にその財政規模によって軽易といった判断が、半分になるとか3分の1になるとかということで御判断いただくこともあろうかとは思いますが、現状、山陽小野田市においてもこれだけの規模の事業を行って変更金額においても高いものがあったといったことで、資料を提出しております。他市の参考事例を基に、この全てが軽易ということではなかろうかということで、参考として1,500万円で提案させていただいたものです。

奥良秀委員 この資料、ならこういった工事が今後もずっとあるんですか。ないでしょ。これたまたまあった工事でしょ。違うんですか。

臼井総務課庁舎耐震対策室長 山口東京理科大学の新築工事ほど大きなものは

ないかと思ひます。ここまで大きなものは今後ないかと思ひますけれども、庁舎耐震事業よりも事業規模の大きなものは今後もあり得ると思ひます。

笹木慶之委員長 質問と答へがどうもかみ合つてない部分があるんですけどね。例えば、さっきも出ました10億円で1,500万円なら、パーセンテージは少ないじゃないですか。ところが1億5,000万円の1割となると太いでしょ。その1割は軽易と言へるんですかというところに皆さんの意見もあるんですよ。その辺のところを押さえながら説明されんと。それと、やっぱりいろんな通達が出ていますけど、明らかにきちつとした明文の解釈が出ていますが、やはり行政規模、財政規模を判断した上で軽易というのを判断するのが通例だということになっているんじゃないかと思ひますが、いかがですかね。そこの説明を聞いているんです。提案者のね。

高松秀樹委員 執行部が来て説明していらっしゃいますけど、これは議会の委任による専決処分なんで、議会側が自主的に考えて出していくことと思ひつています。いろいろお話を聞いてみると、やっぱり契約の精度も低い、過去も低かつたし、今回はさらに、古い建物を壊してやるから分かんないところがあるというところを考えると、今後きっとあるだろうと。我々180条を決議しなくとも、執行機関は179条で専決もできるし、開会中であれば契約変更できますよね。（「はい」と呼ぶ者あり）しかしながら、我々はその議会の権限をそちらに委任するわけだから、今の状況をきちんと打破できるのかどうなのか。つまり、契約変更したくないから、中で業者と色々な話をしてかぶってもらうとか、そういうことがあつてはならんことなんですけど、常識的に考えてきっとあるだろうなと。皆さんが言われた人員体制の件もそうです。いみじくも言われましたけど、ミスなく仕上げることは不可能だと。でもやっぱり、可能に近いように、行政サイドもやっぱり努力する姿が見えないと、今後は議運の中で話し合うんですけど、なかなか、ただ我々も権限だけ渡すつてい

うわけにもいかないなっていう気はしております。だから、そこは実際持って帰られて、こういうことがないようによく協議していただくということが大事なのかなと思います。

笹木慶之委員長 今、高松委員の方から意見がありました。そういったことも含めて、やはり新たなルールを作るわけですから、そこにきちっとしてお互いの立ち位置があるわけで、それを、やっぱり真摯に受け止めて整理した上で議論するということが大事だと思います。今日、時間的な問題もありますので、ほかに聞きたいことがございましたら。

芳司総務部長 どうも最後になりそうなので一言だけ申し上げておきたいと思っておりますけれど、輕易というものの捉え方、これは様々あると思っておりますが、私どもとすれば、県内の各市を特に重視したわけですが、併せて提出させていただいております資料を見ていただくと、全国のそういった状況も載せております。こういった中で、大体事業費、契約金額の10%程度が輕易であろうという捉え方をすると、ただ、今、委員長言われましたように、10億円の10%になる1億円になると。それも全部一緒なのかということになりますので、この10%ということと併せまして、ただし上限額を設けるべきだということの中で、それを、1,500万円とさせていただいた上で今回申入れをさせていただいているということは、御理解いただきたいと思っております。それと、特に今これをするによって、工事を遅滞なく進めていくということが最大のメリットであろうと思っておりますが、それと請負業者との調整といったことで、これまでも建設部のほうでいろいろ苦勞もしている。業者に、迷惑が掛かったどうか私は分かりませんが、そういったことがあったことによって、工事期間がまた長くなるとか、その調整、そういったことがあったということであれば、そういったこともなくなるということもメリットの一つとしてこの中に含めているということは御理解いただきたいと思っております。あと、輕易ということに捉え方については、私どもとすれば1割、上限1,500万円と捉えておりますけれど、そ

これは、また委員の皆さんで議論していただいて、輕易の解釈についてはお任せをしたいと考えております。以上です。

奥良秀委員 私も最後なんですけど、輕易っていう言葉は、やはり、地方公共団体の規模、やっぱり行政規模によるんじゃないかと思うんですよ。やはり下関市っていったら、今回、うちの当初予算が300億円未満、片や下関市は、何千億円。千か二千か忘れちゃったけど、全然違うんですよ。そういった中で、じゃあ1,500万円で下関市と同じっていうのはちょっと理解に苦しみますし、また人口も違うし、税金も違うし、全く違うんですよ。それと右倣えっていうのはちょっと納得できないので、今後、もっと反対していこうと思います。以上です。

笹木慶之委員長 はい、ほかの委員の方、質疑はありませんか。じゃ、今日の審議は以上でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）どうも執行部の皆さんお疲れでした。本日は、以上をもって本件については終わりたいと思います。お疲れ様でした。

（執行部退室）

笹木慶之委員長 それでは3番のその他に参ります。事務局から説明をお願いします。

中村議会事務局議事係長 済みません、もう少しお付き合いください。その他の事項二つ一気にいきます。今日の議運決定事項の報告ですが、全員協議会の開催日ということで、2月19日の本会議初日の午前9時15分から議場にて委員長から行っていただくようになろうかと思います。あわせて、先ほど議事日程のところでも御説明しましたが、(2)になります議会運営委員会の開催日、こちらが2月20日木曜日午後1時から、代表質問と一般質問の調整後の人数等の確認になります。以上です。

笹木慶之委員長　ほかにはいいですか。2月19日の議運決定事項と2番目の
議会運営委員会の開催ということです。それでは、どうも長時間ありが
とうございました。本日の委員会は、以上で終了させていただきます。
お疲れ様でした。

午後2時44分　散会

令和2年（2020年）2月13日

議会運営委員長　　笹　木　慶　之